

(請求人) 様

名古屋市監査委員 小 出 昭 司
同 うえぞの 晋 介
同 山 本 正 雄
同 小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 5年11月20日に提出された 5監監第61号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、令和 5年 8月における名古屋市会ロサンゼルス市姉妹都市交流公式代表団の訪問先に対する記念品の贈呈について、官官接待であると主張して、記念品の購入に要した費用の返還を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、有松絞ハンカチ等を記念品として贈呈することは違法又は不当な官官接待であると主張しているが、これが違法又は不当である理由や考え方を示しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局監査管理課)